

平成 22 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9月募集】入学試験問題

| | |
|------|---|
| 講 座 | 法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、 地域公共政策コース |
| 専門科目 | 行政法 |

1. 行政行為の職権取消しと撤回は、いずれも行政庁がいったん有効に成立した行政行為の効力を消滅させるという点では共通している。この両者を、以下の点についてそれぞれ比較検討し、職権取消しと撤回の異同について説明しなさい。

- ①権限を有する行政庁、②理由、③効力発生の時期、④法律の授権、⑤事前手続、⑥損害（損失）の填補

2. 抗告訴訟の処分性要件に関するリーディング・ケースといわれている東京都ごみ焼却場設置事件の最高裁昭和 39 年 10 月 29 日判決によれば、「行政庁の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」とされている。最高裁が「処分性」の有無をめぐるその後の事件において、この「定式」をどのように解釈適用しているかについて、現在に至るまでの代表的な裁判例をいくつか例に挙げて論じなさい。

以 上